

第2号関係（取引先企業のリストラ等の事業活動の制限）

<p>(対象者)</p>	<p>次のいずれかの項目に該当する者</p> <p>①（イ） 経済産業大臣の指定を受けた事業活動の制限を行っている事業者（以下「指定事業者」という）と直接取引を行っていて、申請者の総取引規模のうち、当該指定事業者との取引規模の割合が20%以上であり、当該事業活動の制限を受けた後、原則として最近1カ月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という）が前年同月に比して10%以上減少しており、かつ、その後2カ月間を含む3カ月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少することが見込まれること。</p> <p>①（ロ） 指定事業者と間接的な取引の連鎖の関係にある場合において、申請者の総取引規模に占める当該事業者関連の取引規模の割合が20%以上であるとともに、当該事業活動の制限を受けた後、原則として最近1カ月間の売上高等が前年同月に比して、10%以上減少しており、かつ、その後2カ月間を含む3カ月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少することが見込まれること。</p> <p>①（ハ） 経済産業大臣の指定を受けた地域内において、1年間以上継続して事業を行っているととともに、当該事業活動の制限を受けた後、原則として最近1カ月間の売上高等が前年同月に比して10%以上減少しており、かつ、その後2カ月間を含む3カ月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少することが見込まれること。</p> <p>② 指定事業者が金融機関である場合にあつては、当該金融機関と金融取引を行っており、全金融機関からの総借入金残高のうち、当該金融機関からの借入金残高の占める割合が20%以上であること。</p>
<p>(必要書類)</p>	<p>【共通】</p> <p>①<u>認定申請書（様式第2号）</u> 2部 ※様式はそれぞれ異なります。</p> <p>②<u>認定申請付属資料</u> 1部 ※様式はそれぞれ異なります。</p> <p>③<u>登記簿謄本の写し（法人の場合）</u>や<u>確定申告書の写し（個人の場合）</u>など主たる事業所の所在地がわかる資料 1部</p> <p>④<u>登記簿謄本、許認可証、確定申告書（直近）、</u>など業種の確認ができる資料の写し 1部</p>

【(イ) に該当する場合】

- ⑤得意先別売上帳簿や取引台帳など経済産業大臣の指定を受けた事業活動の制限を行っている事業者との取引規模が確認できる資料の写し1部
- ⑥確定申告書（前年）又は決算書（前年）の写し1部
- ⑦月別試算表・月別損益計算書など最近1カ月間の売上高等実績と当該1カ月間を含む3カ月間の売上高等実績若しくは見込みが確認できる資料及び前年各月（又は同期）の売上高等が確認できる資料1部

【(ロ) に該当する場合】

- ⑤得意先別売上帳簿や取引台帳など経済産業大臣の指定を受けた事業活動の制限を行っている事業者との取引規模が確認できる資料の写し1部
- ⑥確定申告書（前年）又は決算書（前年）の写し1部
- ⑦月別試算表・月別損益計算書など最近1カ月間の売上高等実績と当該1カ月間を含む3カ月間の売上高等実績若しくは見込みが確認できる資料及び前年各月（又は同期）の売上高等が確認できる資料1部

【(ハ) に該当する場合】

- ⑤確定申告書（前年）又は決算書（前年）の写し1部
- ⑥月別試算表・月別損益計算書など最近1カ月間の売上高等実績と当該1カ月間を含む3カ月間の売上高等実績若しくは見込みが確認できる資料及び前年各月（又は同期）の売上高等が確認できる資料1部

【②に該当する場合】

- ⑤当該金融機関も含めた全金融機関に対する全借入債務の残高証明書の写し1部